

行政常任委員会会議録

平成30年6月5日（火曜日）

午前10時30分開議

委員会室

◎日程

1 消防本部

- (1) 財産の取得について

2 教育委員会

- (1) 夕張市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

3 企画課

- (1) 夕張市石勝線代替輸送確保基金条例の制定について
- (2) C B M開発の取組の成果について

4 産業振興課

- (1) 薬木植栽事業に対する企業版ふるさと納税の申し入れについて
- (2) 生産性向上特別措置法について
- (3) 観光推進体制の整備について

5 税務課

- (1) 専決処分について
- (2) 夕張市税条例等の一部改正について

6 建設課

- (1) 拠点複合施設について

7 土木水道課

- (1) 財産の取得について

8 市民課

- (1) 夕張市戸籍電算化事業者について
- (2) 夕張市国民健康保険条例の一部改正について
- (3) 第2期データヘルス計画の策定について

9 保健福祉課

- (1) 第2回市立診療所等移転改築検討協議会の開催結果について
- (2) 第2回市民健康講座の開催について

10 財政課

- (1) 財政再生計画6月変更について
- (2) 6月補正予算について（補正予算調書）

(3) 平成 29 年度全会計決算見込みについて

◎出席委員（8名）

大 山 修 二 君
高 間 澄 子 君
本 田 靖 人 君
小 林 尚 文 君
今 川 和 哉 君
熊 谷 桂 子 君
君 島 孝 夫 君
千 葉 勝 君

◎欠席委員（0名）

【委員長挨拶】

(大山委員長)

皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして皆様にお願いがございます。携帯電話等をお持ちの方は電源をお切りいただくか、マナーモードに設定し、ご利用はお控えください。

それでは、ただいまから行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は、8名全員であります。ほかに、議長が出席されております。

理事者側からは両理事、総務課長のほか、説明員として教育長、課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。消防本部、教育委員会、企画課、産業振興課、税務課、建設課、土木水道課、市民課、保健福祉課、財政課の順に報告を受け、これに対する質疑を行ってまいりたいと思っておりますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めてまいります。

それでは、消防本部より報告を受けてまいります。

【消防本部】

1. 財政の取得について

(消防次長)

おはようございます。消防本部から財政の取得、2件について御説明いたします。

まず初めに、消防ポンプ自動車水Ⅰ-A型について、資料1をごらんください。

この車両は、平成5年度に購入した消防ポンプ自動車CD-I型を財政再生計画に基づき更新するものであります。

予定価格3,8055万円に対しまして、仮契約額は3,780万円となっております。

地方自治法第96条第1項第8号及び夕張市財産条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、屈折はしご付き消防自動車について、資料2をごらんください。

この車両は、平成12年度に購入したはしご付き消防自動車を財政再生計画に基づき更新するものであります。

予定価格1億3,530万円に対しまして、仮契約額は1億3,1千万円となっております。

地方自治法第96条第1項第8号及び夕張市財産条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

消防本部からの説明は以上です。

[報告に対する質疑]

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(消防次長)

今、仮契約額を1億3,1千万円と言いましたが、1億3,100万円に訂正させていただきます。

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(高間委員)

くだらない質問なので、ごめんなさい。

2台とも更新ということなのですから、この元々の車は廃棄になるのですか。

(消防次長)

今は売却する予定で進めていますが、売却の方法とかは、まだ決定しておりません。

(高間委員)

そうすると、その売却で得た利益というか、その額は、やはり当然、収入として繰り入れられるのですよね、市のほうに。

(消防次長)

はい。

(高間委員)

わかりました。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(大山委員長)

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで消防本部を終わります。

それでは、次に教育委員会より報告を受けてまいります。

【教育委員長】

1. 夕張市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(教育長)

教育委員会から報告事項は1件でございます。堀主幹のほうから御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(主幹)

それでは、条例の改正について御説明いたします。

1 ページ、資料1をごらんください。

国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が、平成30年4月1日付けで一部改正され、第10条に、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者が新設されたところでございます。

資料最下段、囲み部分でございます。

また、学校教育法の規定により、学校の教諭、教員となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格として規定されているところではありますが、有効な教員免許証を所持した者を対象とすべく、規定の明確化が行われたところでございます。

資料中段の囲み部分でございます。

本市においては、国の基準に従い、条例で定めるものであることから、当該改正にあわせ、条例の一部を改正するものでございます。

2 ページ目には、新旧対照表を添付しておりますので、御確認お願いいたします。

説明については、以上でございます。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

ないようですので、これで教育委員会を終わります。
それでは、次に企画課より報告を受けてまいります。

【企画課】

1. 夕張市石勝線代替輸送確保基金条例の制定について
2. C BM開発の取組の成果について

(企画課長)

企画課でございます。2 件ほど案件ございまして、1 点目のまず夕張市石勝線代替輸送確保基金条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

来年の 3 月に予定されています J R 北海道石勝線新夕張夕張間を廃止することに伴いまして、その代替輸送を確保する目的で、J R 北海道から 7.5 億円の **金**を受けるとしてしておりますが、それを積み立てる必要がございますので、基金条例を制定するものでございます。

資料 1 をごらんいただきたいと思っております。

資料 1、基金条例の要文、書いておりますが、第 5 条をごらんいただきまして、第 5 条の一部を基金の処分の目的といたしまして、ア、イ、ウ、エとございますが、運営費欠損額補助、代替輸送に使用するバスの購入と更新費補助、ウの運賃激変緩和策に係る補助、その他代替輸送に要する経費に係る補助、こういったことに基金を活用していこうとしております。

以上でございます。

続けて 2 点目、C BM開発の取組の成果について、御説明申し上げます。

当初 C BMの取組につきましては、先般の 5 月 26 日のマスコミ報道が先行してしまったことに関しまして、改めて、この場をお借りしてお詫び申し上げたいと思っております。申しわけございませんでした。

それで、夕張市の C BMの事業の取組でございますが、これは国内初の事業化に向けた調査事業、トライアル事業として取り組んだものでありまして、資料の 2 をごらんいただきたいと思っております。

平成 28 年 9 月に掘削を開始いたしまして、**の地下** 850 メートル付近の
分厚い石炭層からガスを取り出す生産井を完成させたところでございます。

翌、平成 29 年度から道内企業とともに、地下水が噴き出してまいりますので、そういった地下水をポンプで汲み上げつつ、ガスを安定的に取り出すシステム構築というものを行いました。

ただ、この時点でガス量が思わしくなかったこともあり、想定の 3 分の 1 という量でございまして、30 年度に予定していたトライアル事業、例えばメタンガスを活用して、農業用ビニールハウスに熱供給をするというような姿を見せるようなことを想定しておりましたが、こういった事業については展開せず、平成 30 年度に入っても継続して生産テストを実施しまして、技術的な検証やデータの収集等の調査を行いつつ、量産対策ですとか連携企業の模索を行ってきたところでございます。

そこで、今般、その増産対策や新たな企業との連携の道が困難と判断したところでございまして、下記にございまして、下記にございまして、試掘段階ですとか、生産テスト段階での一定の成果が得られたということで、本年 5 月にも C B M を終了し、廃鉱とすることが妥当という判断をしたところでございます。

今後につきましては、この事業の成果検証を行いまして、9 月にも最終報告書を取りまとめるということにしております。

今後、報告書の内容を踏まえてということになりますけれども、例えば農業生産の活用などに名乗りを上げてくれる企業などがあれば、そういった企業に対して支援をしてみたいというふうに考えております。

また、今回の事業で得た成果というものは、市の財産となるものでございまして、C B M 開発のみならず、今後の市の豊富な資源を活用したエネルギー施策の推進というものの糧にしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(本田委員)

C B M について、お伺いをいたします。

まず、生産テストの結果ガス量が想定よりも少なかったということが原因で 5 月末には変更の方針を決定したというような御説明かと思うのですが、議員全員で一度現場の視察に行かせていただいたときに、いろいろな仕組みを拝見した後に、実際にガスが想定より少ないんだよというお話を聞いていたのですが、そのときの時点の説明で、この図で、資料の図にある 1 番下のほうの、要はガスを取り出す部分を、何か爆破をして、そこでガスを取り入れる穴を開けるということをしたのだけれども、それがうまく爆発しなかったのではないかというような御説明をいただい

たのですが、今回ガス量が想定よりも得られなかったのは、そこが原因だというふうな結論に至って、断念と言いますか、トライアル事業を終了することを決めたというふうに考えてよろしいのでしょうか。

(企画課長)

本田議員の質問でございますが、ガスを突き出す穴の開き方が悪かったのではないということだと思いますけれども、今後、報告書を取りまとめることとしておりますので、そこも検証結果を待って結論を出すことにはなろうかとは思っています。

(本田委員)

その点についてはわかりました。

接見で、もう1点、現状及び今後のところで、今後農業生産への活用に名乗りを上げていただける企業等に対し支援をしていくというふうな記載がございますが、この支援というのは、具体的にどのようなことを想定されているのか、例えば補助金のような形でお金を出すですとか、こういった形で想定をされているのかの回答を求めます。

(企画課長)

今回のCBM事業、そもそも市の、国内初のCBMの利用化に向けた試掘調査事業ということで、市が採算性を持って事業を展開していくというようなことを想定したものではないというところでございます。

この間、さまざまところで、このCBM事業を取り上げられたこともありまして、いろいろと関心を寄せてくれる企業があったということも事実でございます。こういった企業に、今回の事業で得た技術ですとか知見を提供していくことで、改めてゼロから開発と、スタートということではなくて、生産の方法などを、そういった新たな企業が検討していくということが考えられるのではないかなというふうに考えております。

市側の財政的な支援というものをするという意味ではございません。

(本田委員)

最後にもう1点お聞きしたいのですが、今回の事業の費用として、幾ら市からの持ち出しとしては、幾らの持ち出しであったのかの確認をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(企画課長)

事業費の概要についてでございますけれども、平成28年度、29年度における総事業費が2億9,300万円となっております。うち市の持ち出しというのが1億8,500万円というふうになっております。その内訳でございますけれども、企業版ふるさと納税による財源が7,800万円、空知山間地域総合発展基金、これが8,000万円、過疎債が2,800万円というふうになっておりまして、これで1億8,500万円程度ということになります。それ以外の、市以外の負担額でございますけれども、

石油資源開発株式会社というところの負担が9,800万円、共同で今回事業に取り組みましたレアックスという会社が1,000万円、こういった財源であると思います。市の独自財源の負担といたしましては、過疎債の負担の実績の3割ということになります。

以上でございます。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(今川委員)

今後、この穴を埋め直す作業が必要になるかと思うのですけれども、今年度で予算措置の段階では想定していなかった工事になるかと思うのですけれども、今後、この埋め直し工事の費用のために予算の補正等の必要があるかどうかを伺います。

(企画課長)

平成30年年度におきましては、1,500万円、生産テストを継続するという費用を計上しております。今般、5月にも廃鉱が必要と、既に埋め戻しはしてしまっているのですけれども、必要だということ、その1,500万円の範囲で埋め戻しができるように逆算して、5月で廃鉱するという判断をしたものでございますので、補正は必要ないということになります。

以上です。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(小林委員)

今、1,500万円の、30年度の予算、そういう考え方でという、わかりました。

それで、これに当然、これから埋めると、最後に **追加** をする想定はないかどうか、これ確認させていただきます。

(企画課長)

5月に廃鉱しましたので、既に廃鉱しております。今後の追加も予定ございません。

以上でございます。

(小林委員)

確認をさせていただきましたけれども、これについては、それぞれ **もあり** ますけれども、私どもとしては、一般質問でも、私この件に関しましては質問させていただきますので、今回はこれで終わりたいと思います。ありがとうございます。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(議長)

おはようございます。

今、2件企画課のほうから御報告をいただきまして、まず一つ確認したいのが1番目の夕張市石勝線代替確保基金条例ですが、これ確認ということになります、条例新設ということになりますと、次期定例会に議案提出予定ということですのでよろしいでしょうか。

(企画課長)

はい、そのとおりでございます。

(議長)

わかりました。

それと、もう1点、CBM開発の取組の成果についてということで、今、それぞれ委員のほうから質問等がありましたが、それで、その中で企画課長のほうから、先ほどお話がありました、例えば1,500万円については炭層メタンガス試掘調査事業の負担金ということで、30年度の予算計上されていたわけです。これも予算審査して、議決してきているという経過がありますので、やはりこの、いわば先ほどの質問と答弁のやりとりからすると、試掘調査事業なのだけれども、結局、廃鉱のための経費に充当するというようなことで、事業の内容が変化するところだったと思いますので、やはりここは、その意志決定がなされた段階で、しかるべき時期に議会に報告が必要だったというふうに思いますので、今後、このようなことがないように、ぜひお取り扱いをよろしくお願いしたいと思います。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

ないようですので、これで企画課を終わります。

それでは、次に産業振興課より報告を受けてまいります。

【産業振興課】

1. 薬木植栽事業に対する企業版ふるさと納税の申し入れについて
2. 生産性向上特別措置法について
3. 観光推進体制の整備について

(産業振興課長)

それでは、3点、私のほうから御報告をさせていただきます。

まず、1点目であります。薬木植栽事業に対する企業版ふるさと納税の申し入れについてであります、1ページ、資料1をごらんください。

寄附の申し入れがありました企業につきましては、深幸薬業株式会社でありま

す。深幸薬業につきましては、大阪市にあります医薬品の卸売業者ということであり、金額につきましては、平成 30 年度 200 万円で、次年度以降につきましては、現在未定というところであり、

次に、本市との関係につきましては、2 ページ、別紙をごらんいただければと思いますけれども、平成 26 年から平成 29 年まで、毎年、会社と会社役員から 寄附をいただいているところであり、このたび初めて企業版ふるさと納税による寄附の申し出があったものであります。

用途の指定につきましては、薬木植栽事業にかかわるものということであり、具体的な用途につきましては、ドローン、いわゆる無人航空機の購入費用やドローン操縦安全講習費用等というものであります。

事業の内容につきましては、ドローンの導入をし、強風直後に薬木植栽地を上空から観測・撮影することにより、ピンポイントで修復が必要な箇所を把握し、必要最小限のルートを事前に定めることで、薬木植栽地管理業務の低労力化を図るということを考えております。

また、復旧作業につきましては、「夕張市障がい者優先調達方針」に基づき、就労系障害者福祉サービス事業所に依頼し、林業と福祉の連携を進めるということを考えております。

1 点目は以上であります。

次に、2 点目、生産性向上特別措置法についてであります。平成 30 年度税制改正の大綱が平成 29 年 12 月 22 日に閣議決定され、「地方税法等の一部を改正する法律」及び「生産性向上特別措置法案」が平成 30 年 2 月 9 日に閣議決定されたことに伴い、法案が成立し、6 月 6 日に施行されることとなりました。

それでは、資料 2 をごらんください。

中小企業庁が出しているものでありますけれども、これに沿って説明をさせていただきます。

4 ページをごらんいただきたいと思います。

中小企業の労働生産性の伸び悩みと設備投資の後押しの必要性について、中小企業の業況は回復傾向であるが、労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にあり、また中小企業が所有している設備は特に老朽化が進んでおり、生産性向上に向けた足枷となっているとしております。

今後、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図るとしております。

次に 5 ページをお開きください。

生産性向上特別措置法では、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るため、先端設備等導入計画を策定し、所在している市町村が

国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、中小企業・小規模事業者等が認定を受けることが可能になるものであります。認定を受けた場合は税制支援や金融支援などの支援措置を受けることができるものであります。

先端設備等導入計画のスキームについては、左の図のとおりでありますけれども、真ん中当たりの点線内の支援措置をごらんいただきたいと思います。

まず1点目の支援であります。生産性を高めるための設備を取得した場合、固定資産税の軽減措置により税制面から支援ということで、地方税法に基づき課税標準を3年間ゼロから2分の1の間で市町村の定める割合に軽減するものであります。

2点目の支援は、計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援するというものであります。

3点目の支援につきましては、認定事業者に対する補助金における優先採択で、審査時の加点になるというものであります。

そこで、中小企業者等がこの先端設備等導入計画の認定を受けるに当たり、市区町村の策定する導入促進基本計画が市町村の認定を受けることとなりますが、市町村はこの導入促進基本計画を策定し、国に同意を得る必要があります。

続きましては、本市といたしましても、本法案が成立すると速やかに同計画を策定し、国に同意を得たいと考えているところであります。

次に、右側の表になりますけれども、認定を受けられる「中小企業者」の規模の一覧となっております。ごらんをいただければと思います。

なお、1番下の注意書きでありますけれども、税制支援は対象となる規模要件が異なる旨、記載をしております。これについてであります。7ページをごらんいただければと思います。

ここに固定資産税の特例についての説明があります。先端設備等導入計画の認定を中小企業のうち、一定の要件を満たした場合、地方税法において固定資産税の特例を受けることができるとしております。

対象者につきましては、資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者、大企業の子会社の除くということになっており、対象説につきましては、表に記載のとおりということがあります。

特例措置の欄でありますけれども、固定資産税の課税標準を3年間ゼロから2分の1に軽減とあり、これについては市町村の条例で定める割合となっております。本市といたしましても、中小企業・小規模事業者が支援措置を受けられるよう、固定資産税の課税標準をゼロとすることとし、市税条例の一部改正を行おうとするものであります。今後発生する固定資産税の課税標準を、係る条例改正等の事務につきましては、財政課と 税務課 で対応をすることで、税務課 で対応することとし

ておりますので、**思**います。

1 ページ戻りまして 6 ページをごらんください。

ここには、「先端設備等導入計画」の内容について記載されております。左には先端設備等導入計画の主な要件、そして右側には先端設備等導入計画の認定フロー図が記載されておりますけれども、ごらんをいただければと思います。

2 点目については以上であります。

続きまして、3 点目、観光推進体制の整備についてであります。8 ページ、資料 3 をごらんください。

表第に平成 30 年度観光推進活動方針としてありますが、まず事業形態につきまして、左側になりますけれども、おもてなし力向上事業につきましては、民間活力の推進・連携を行っていかうとするものであります。

まず①環境美化活動についてであります。夕張を象徴する黄色い花の植栽や草刈り、清掃を行い、観光客の皆様にも少しでも気持ちよく過ごしていただくというものであります。

5 月 12 日には、株式会社良品計画様の御協力をいただきながら、花の苗や作業道具などを用意いただき、幸福の黄色いハンカチ思い出広場や夕張駅文化スポーツセンターに花を植えたところであります。また当日は、株式会社良品計画様が企画しましたツアー客や夕張高校の生徒との環境美化活動に御協力をいただいたところであります。

今後も J R 各駅などに植栽を回っていく予定であります。

次に②観光案内についてであります。夕張駅から 4 月 28 日にリニューアルオープンした石炭博物館までの案内看板や案内パンフレットを配布するなど、観光客の皆様にもわかりやすい案内を行っていきたいと考えております。

また、市民ボランティアによる観光ガイドにつきましても、まずは黄色いハンカチ広場のガイド養成を行ってまいりたいと考えておりまして、今、準備を進めているところであります。

次③、J R 石勝線夕張支線を区域とする地域活性化についてであります。支線の廃止を来年に控え、鉄道マニアの方々など、多くの方々が本市を訪れることとなるものと予想しております。そこで、市内の事業者の方々により、ありがとう夕張支線実行委員会が設立されたところであります。ホームページ等も開設され、今後はグッズの販売や**の販売**、それから写真展など、各種イベントを企画していると聞いているところであります。加えまして、夕張市鉄道研究会というようなものも立ち上げられたということでもあります。

次に、中央部分に記載しております観光推進体制の一元化についてであります。本年 10 月には一般社団法人で観光中核組織を設立する方向で進んでいるところであります。現在、プロモーション推進協議会という団体がございますが、この

構成メンバーを中心に構成をしていくこととして、プロモーション推進協議会自体は新しい組織の設立にあわせ、解散するとしております。

また、10月の新しい組織を設立する上で、その事務局体制の中心となる人屈を地域おこし協力隊を活用してまいりたいと考えておりますので、今後採用に向けた募集を行ってまいりたいと考えております。

そして、市民の力を終結し、オール夕張でおもなし態勢の実現に向けたChallengeを今後も展開することとしているところであります。

次に、右側のスケジュールについてであります。本年度1年間の大まかなイベントを記載しております。

4月には石炭博物館のリニューアルオープンや幸福の黄色いハンカチ広場のオープン、6月24日の日曜日には夕張メロンまつり、前日は23日土曜日にはONSENガストロノミーを開催されることとなっております。ONSENガストロノミーオープンにつきましては、今現在で約180名の申し込みがあるとのことであり、最終的には目標の200名を超えるものと思っております。つきましては、23日、24日とイベントが続くということもありまして、JR北海道さんが上り1本、下り2本の臨時列車を運行していただけるということとなっております。

6月下旬からは東京都との支店間連携よりも東京都庁物産展が開催されることとなっております。8月には4日の土曜日になりますけれども、プロ野球イースタン・リーグ公式戦がサングリンスタジアムにて開催が決定しております。対戦相手につきましては、埼玉西武ライオンズとのこと。今回のこのイースタン・リーグの開催につきましては、主催が北海道日本ハムファイターズとなっており、球団からは地域と一体となって成功させたいということで、夕張市及び夕張市民の方々の御協力をお願いしたいとのことであり、今後準備を進めていく予定であります。

そして8月11日の土曜日にはゆうばり夏まつりが清水沢で開催をされます。14日火曜日には、札幌ビアガーデンにおいて夕張イベントの参加が決まっております。

その後、9月でありますけれども、帯広でとかちマルシェ、札幌でオータムフェスト、旭川で食べマルシェが開催されますので、こちらの参加を予定しているところであります。

10月には先ほどの説明をさせていただきましたが、一般社団法人の設立、また紅葉まつりが開催される予定となっております。

来年3月には29回目を数えますファンタスティック映画祭が予定をされているところであります。

私からの説明は以上であります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(高間委員)

2番目の生産性向上特例措置法についてということで、ちょっとお尋ねしたかったのですが、これが中小企業の方が設備投資を支援するということなのだと思いますけれども、7ページの※印のところでも市町村の条例で定める割合ということの説明の中で、これは税務側が行う役割になるのですよね。条例を定めていくということは。

(産業振興課長)

条例の一部改正ということにかかわってきます固定資産税の免除ということになりますので、その作業につきましては税務課のほうでの作業ということになります。後ほど、次に税務課からの説明ということがありますが、その中で一部改正についても御説明があるということになります。

(大山委員長)

ほかにございませつか。

(君島委員)

3番の観光推進体制の整備について、資料3のところでも観光中核組織を設立する、この10月に向けて、準備委員会等を行っていると思いますが、その辺についてお聞きできますか。

(産業推進課長)

君島委員の質問にお答えをいたします。

準備委員会と言いますか、現在、夕張観光プロモーション推進協議会という団体があります。そこには、いろいろな団体関係しているということもありますので、そこは中心になって、今後もまずは構成をしていくということですので、このプロモーション推進協議会の中で協議を進めているというような形になっております。

(大山委員長)

ほかにございませつか。

(今川委員)

同じく資料3の観光中核組織についてお聞きします。

こちら地域おこし協力隊を募集する計画であるということなのだと思いますけれども、想定される具体的な業務など、今の段階で決まっているものがあればお伺いいたします。

(産業推進課長)

今川委員の質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊につきましては、新しく設立される一般社団法人の団体という

ことの中で、できましたら事務局的なところをしっかりとできるような方を募集をしたいと考えております。この地域おこし協力隊、最長3年間という縛りがありますけれども、その3年間、何とか、その組織をきちんと形をつくって、4年後、その地域おこし協力隊が、その団体でそのままそこに残り、そこで働いていけるようなことになればよいかなとは考えております。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(千葉委員)

今の関連なのですけれども、観光中核組織の事務所等についての、今、どこを、例えば役所の中等に考えているのかどうなのか、もしわかれば教えていただきたいと思ひます。

(産業推進課長)

千葉議員の質問にお答えします。

今現在で、その場所というところまでのお話には至っていないところであります。今後、新しい団体を立ち上げていく中で、例えばいろいろな問題が出てくると思われます。今の場所についても、そういうことになると思ひますので、それについては、今後、そういうお話があれば、そこで検討していこうかなと思ひます。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(小林委員)

一つ、お聞きしたいのですけれども、観光プロモーション、解散するという部分で、これから構成メンバーを、これらを中心に、これから設立という準備になってくるのだと思ひます。この中心ということは、これはメインだよねと、いうふうに思ひのだけれども、これはいろいろな市民の協力を得てということを示されているのだけれども、それら含めて、今後、考え方の中に、今の既存のプロモーション、プラスそういうものをどういう形でここに持ち込んでいかれるのかというのがあれば、もし中心と言うのだけれども、ほかにも考えているのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

(産業推進課長)

小林委員の質問にお答えをいたします。

先ほどの説明のとおり、プロモーション推進協議会というのがありますけれども、そこにはいろいろな団体が加入している協議会になっております。ということなので、ここが今、市内にある大きな団体組織になっているものから、まずここが中心になっていくということなので。ほかにも、いろいろな団体があります。それも含めて、今後は新しい組織の中で、一つになって、というものを目指しているということなんです。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(議長)

お疲れさまです。

ほかにちょっと委員さんのほうからないようなので、私からお願いしたいのですが、まず1点、生産性向上特別措置法の関係で、これは市が計画を策定することによって、市内の中小企業さんだとかが、こういった措置に乗れるような、手立てを講じるということだと思っておりますが、これを整備するに当たって、現段階で、例えば市内の企業さんで、こういった用途に需要がある、あるいは要望があるのではないだろうかということの想定というのは、何かございますでしょうか。

(産業推進課長)

今段階では、そういうものはないところでありますけれども、実際、申請者、中商業の方々が国の補助を受ける上で、優先採択されるということなので、各事業者さん自体は、いろいろなことを、今多分、考えておられるところだと思います。その事業者さんが、設備を導入する計画をつくって、その補助金に対する優先採択を受ける上では、市の認定というのが必要になるということなので、まずは事業者さんが **どう** いうことをやりたい、**どう** いう **事業** を行ってということをまず考えて **思っています**。ただ、事業者さん自体が、それだけで済むかと言うとそうではなく、ここの5ページの表の真ん中の下の太い点線、**困って** あるところでありますけれども、申請事業者さんは、夕張市に、各市町村にその計画を上げる以前には、認定経営革新等支援機関、いわゆる **書いて** ありますけれども、商工会議所、それから商工会、中央会、それから金融機関等とのところに以前に進めているものの中身を確認をして、それから **という** ようなことになりますので、今後このような作業がどんどん出てくると。

(議長)

ありがとうございました。

それでは、もう一つ観光推進体制の整備の関係で、2件なのですけれども、まず先ほど御説明がありました、ちょうど **中間** と言いましょか、そこに夕張観光プロモーション推進協議会については、協会設立にあわせて解散というふうに記載をしていただいておりますが、そうした場合、直近のところと言うと、6月、東京都庁の物産展、恐らく今まで観光プロモーション推進協議会さんが窓口だったり、その主体的に御準備なり、当日主催をしていただいていたかと思うのですが、6月の対応はどのようになるのかということが一つと、それからもう一つが今までの観光プロモーション推進協議会については、あくまでも任意団体ということだったと思うのです。それで今後、10月の事務局体制構築を含めて、新しい観光中核組織というのは一般社団法人ということですから、これ法人 **を持つ** ということ

で、登記も必要になってくるということなのですが、例えば登記の費用だとかというのは、それぞれその組織に入られた方々に拠出をいただくという方向でよろしいのですよねという確認なのですが。

(産業推進課長)

議長の質問にお答えをいたします。

まず6月の東京都庁の物産展については、昨年と同様で何も変わらない状況で出るということになります。

それから、その一般社団法人の **部分** に関してでありますけれども、現在、プロモーション推進協議会が中心となっているというところで、プロモーション推進協議会である程度の、例えば一般社団法人化する上でかかる費用の部分については、対応は可能というようなことですので、その中で行われるものと思います。

(大山委員長)

ほかにございませつか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(大山委員長)

ないようですので、これで産業振興課を終わります。

それでは、続きまして税務課より報告を受けてまいります。

【税務課】

1. 専決処分について
2. 夕張市税条例の一部改正について

(主幹)

税務課より、専決処分と市税条例等の一部改正について説明させていただきます。

1、専決処分について、資料1をごらん願います。

地方税法等の一部を改正する法律が、3月31日に交付され、原則として平成30年4月1日から施行されることから、市税条例の関係部分の改正について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであります。

なお、地方自治法の規定に基づき、直近の市議会において報告の上承認を求めようとするものであります。

主な改正内容につきましては、1点目として、3年に一度の評価 **に伴う** 固定資産税の負担調整措置の3年延長に伴う規定の整備。2点目として、宅地及び土地に係る税率の特例措置等ありますが、これは宅地及び農地の税の特例なので、土地を農地に、税率を税に訂正願います。これは負担水準のばらつきの幅を狭めてい

く仕組みなので、この特例の3年充当の規定の整備。3点目として、法人市民税における納付期限の延長の場合には、延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備。4点目として、給与所得控除額等、10万円引き下げに伴い、基礎控除を同額引き上げるなど、市民税の非課税の範囲に係る規定の整備。5点目として、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、基礎控除額が●●し、調整控除額を適用しないこととするものを、所得控除及び調整控除に係る規定の整備。その他、法令及び条例改正に伴う条項や文言の整備を行ったところがあります。

なお、(3)、(4)につきましては、平成33年度個人住民税より適用となります。

以上の改正内容について、専決処分したものであり、関係条文につきましては、新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

次に、2夕張市税条例等の一部改正について、資料2により説明 あります。

地方税法等の一部を改正する法律の公布、並びに生産性向上特別措置法の創設に伴い、市税条例の関係部分の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、1点目として、たばこ税の税率を平成33年10月1日までに3段階で引き上げるための規定の整備。2点目として、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法等の見直しを5年間かけて段階的に実施するための規定の整備。3点目として、前段、産業振興課より説明があったと思いますが、生産性向上特別措置法の創設に伴い、法の規定による設備投資に係る固定資産税を軽減するための規定の整備で、これに該当する場合、最初の3年間は償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例率をゼロとするものであります。その他、法令及び条例改正に伴う条項や文言の整備を行うものであります。

なお、関係条文を添付しておりますので、御参照願います。

以上、条例改正につきまして、次期定例会に提案を予定していることを御報告申し上げます。

以上でございます。

〔報告に対する質疑〕

(高間委員)

今、生産性向上特別措置法の一部改正ということで説明ありました。それで、先ほども前の産業のほうからの説明ありましたが、これが今回の6月議会で上程されるということですね。それで上程されるとなると、このいつから、この施行というか、何月何日から施行されるか。

〔「10月」と呼ぶ者あり〕

(高間委員)

ごめんなさい、10月、ここに書いてあるとおりですね。

〔「違います。10月は1、2、3は施行の……」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

よろしいですか。

(高間委員)

わかりました。10月1日からということ……。

〔「違います」と呼ぶ者あり〕

(高間委員)

(3)になりますよね、今、私質問したことは。これは、済みません、日にちをちょっと教えてください。

(税務課長)

ご質問にお答えします。

この法律は、決定はなっているのですけれども、まだ交付はされていません。それで、交付はされて、今の見通しでは6月6日施行という話は聞いております。その日にあわせてということです。うちの条例改正は、この生産性向上特別措置法の施行日という形で定めるので、その法律が施行された日にちと同日というふうになります。

(大山委員長)

よろしいですか。

(高間委員)

はい、わかりました。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

ないようですので、これで税務課を終わります。

()

新旧対照表は2種類あるので、真ん中ぐらいに、新旧対照表を見ていただくとあるのですけれども、漏れていますか。

(高間委員)

ありがとうございます。

(大山委員長)

それでは、次に、建設課より報告を受けてまいります。

【建設課】

1. 拠点複合施設について

(建設課長)

建設課からは、拠点複合施設についてということで、御報告させていただきま
す。

資料1をごらんください。

まず、建設の全体スケジュールなのでありますけれども、今のところ、工事の
入札告示を6月に、入札を7月に、秋から工事着工の予定となっております。

そして、平成31年、年内に工事完了の予定をしております、今年度は主に基
礎工事を行う予定としております。

開設準備につきましては、現在、供用開始に向けた詳細検討をしており、平成
31年度予算編成に向けて取り組んでおるところであります。その後、条例等の制
定廃止等の整備、引っ越し作業を行い、平成31年度中の供用開始を目指してまい
ります。

続きまして、拠点複合施設の運営・管理体制についてであります。機能移転
につきましては、公民館機能等を持つ南支所が耐震化の問題や老朽化の問題があ
ること、市の受付業務の中で受付件数が約4割という利便性の高い南支所は、行
政機能として拠点複合施設に移転いたします。

建設関係は以上です。

(教育課長)

拠点複合施設における教育委員会の取組について御説明いたします。

拠点複合施設の完成後、どのように施設を活用、充実させていくかが重要であ
り、さまざまなソフト事業の展開について検討してきたところでございます。拠
点複合施設検討チームの市民の委員からも御意見のありました笑顔と賑わいをも
たらすことが必要であるとのことから、貸し館等の多目的機能の活用、子ども・
子育てに関する事業及び生涯学習に関する事業の充実、また図書館機能を併せ持
つことから、行政窓口機能とは別に事業を行う部署が必要ではないかと検討され
たところでございます。

そこで、これらの業務を所管し、近隣に幼稚園、小中学校、さらに認定こども
園も建設される予定であることから、教育課が拠点複合施設内で事業実施するこ
とが、業務執行上、効率的であり、市民の利便性も向上すると判断したところで
ございます。

事業展開としては、会議室、多目的ホールなどを活用した学力・体力の向上、
子ども・子育て支援事業及び市の関係各課で実施している関連事業も展開してい
くことによる子育て環境の充実、さらに社会教育事業及び公民館事業として実施

している生涯学習事業の充実、促進が図られると考えております。
以上でございます。

〔報告に対する質疑〕
(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(今川委員)

拠点複合施設での教育課移転についてなのですが、教育課の全機能の移転するというイメージなのか、それとも子育てに関する機能の一部のみを移転するイメージなのかどうか、お考えをお願いいたします。

(教育課長)

今川委員の御質問にお答えいたします。

子ども・子育て環境も該当いたしますし、学校、教育関係も該当していると、近隣に小中学校もあると。それと、社会教育関連についても、そのホール、会議室等を活用していきたいというふうに考えておりますので、教育委員会、教育課と言いますか、全機能の移転を考えております。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

(今川委員)

はい。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

ないようですので、これで建設課を終わります。

それでは、次に、土木水道課から報告を受けてまいります。

【土木水道課】

1. 財産の取得について

(土木水道課長)

財産の取得について、御報告申し上げます。

資料1になります。1ページ、資料1-1、3.7メートル級除雪グレーダー1台を

取得するものでございます。

予定価格 3,911 万 4,280 円。

仮入札が終わりまして、仮契約額 2,721 万 6,000 円で購入するものでございます。

次に、2 ページ目、除雪ドーザ（11 t 級・ロータリー装置付き）1 台。

予定価格 4,258 万 7,640 円。

入札後の仮契約額 2,589 万 8,400 円でございます。

この 2 件につきましては、財産購入の手続きについて 6 月議会に提出する案件出でございます。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

ないようですので、これで土木水道課を終わります。

それでは、次に、市民課より報告を受けてまいります。

【市民課】

1. 夕張市戸籍電算化事業者について
2. 夕張市国民健康保険条例の一部改正について
3. 第 2 期データヘルス計画の策定について

(市民課長)

御苦労さまです。

市民課から、夕張市戸籍電算化事業者について、夕張市国民健康保険条例の一部改正について、第 2 期データヘルス計画の策定についての 3 件、御報告申し上げます。

まず、夕張市戸籍電算化事業者についてであります。3 月 6 日に開催されました行政常任委員会において、そのスケジュール等について御報告しているところでございますが、今般、戸籍電算化事業者として株式会社 H B A を選定いたしました。

なお、契約につきましては、6 月中の締結を予定していることから、現状では、

戸籍電算化事業者候補者としております。

選定に至る経過でございますが、4月20日公募型プロポーザルの参加申込が3社ほどございました。そのうち、セットアップ業務の協力会社を最終的には得ることができなかったことなどを理由に、提案書の提出は1社となったものでございます。

提案内容の審査を行うため、5月12日にプレゼンテーション及びデモンストレーションを行い、その後、引き続き、戸籍電算化事業者選定委員会を開催し、最終的に5月16日に決定し、事業者へ通知したものでございます。

選定理由につきましては、提案書、プレゼンテーション、デモンストレーション、機能確認・回答書及び見積価格提案などを審査したところ、技術点におきましては、満点が1,190点のところ1,085点を得るなど、高い評価点を得たこと、また、ほかに選定を阻む要素はなかったことなどから、株式会社HBAを選定したものでございます。

契約につきましては、セットアップなど事業実施の詳細を事業者と協議し、6月中をめどに締結する予定でございます。

なお、提案限度額を1億7,018万1,000円とし、1億5,000万円を超えた額で設定したことから、当初、夕張市議会の議決に付すべ契約に関する条例の規定に該当することを想定しておりましたが、実際は1億5,000万円を下回る見込みであることから、本委員会において報告するものでございます。

引き続き、国保条例の一部改正、第2期ヘルスデータヘルス計画については、主幹より御報告いたします。

(主幹)

報告事項2、夕張市国民健康保険条例の一部改正について、2ページをごらんください。

1、改正理由につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正及び平成30年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の決定に伴う国民健康保険料必要見込額との関連における保険料率等を改定するため、条例の一部を改正しようとするものです。

2、改正内容の①低所得世帯への国民健康保険料軽減の拡大は、世帯の所得が基準以下の場合、1人当たりの「均等割額」、1世帯当たりの「平等割額」が、所得に応じて7割、5割、2割軽減されるもので、このうち、5割軽減、2割軽減となる所得の基準が前年度に引き続き拡大されるものです。

表のとおり、5割軽減の27万円が27万5,000円に、2割軽減の49万円が50万円となります。

②国民健康保険の料率と賦課限度額の改定内容について、3ページをごらんください。

平成 30 年度の改正案は、基礎である医療分の賦課限度額を国が法改正により 54 万円から 58 万円に引き上げ、賦課限度額総額は 93 万円となります。

料率については、北海道が示す標準保険料率を参考に、標準保険料率で上昇する医療分の均等割額と平等割額を据え置き、それ以外は表のとおり引き下げたものとなっております。

2 ページをごらんください。

3、施行日は、交付の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用します。

資料の 4 ページから 7 ページは、条例の新旧対照表となっております。

8 ページをごらんください。

改正案におけるモデル世帯の年間保険料を計算したものとなっております。保険料は、料率等の引き下げにより、前年度の保険料より下がることとなります。

ただし、年間 708 万円以上の所得の世帯の一部において、賦課限度額の引き上げにより、前年度の保険料より上がる世帯が生じます。

報告事項 2 については、以上で終わります。

続きまして、報告事項 3、第 2 期データヘルス計画の策定について、9 ページをごらんください。

資料 3 に基づき御説明いたします。

第 1 期計画は、平成 28 年 3 月に策定し、計画に基づき平成 28 年度、29 年度の 2 カ年間、保険事業を実施しました。第 2 期計画は、第 1 期計画の実施結果を評価、考察し、健康課題をより明確化するとともに、課題に向けた保険事業の実施について記載しております。

計画本文は、68 ページに及ぶため、概要版を用いて説明させていただきます。

本計画の目的は、生活習慣病対策を初めとする効果的かつ効率的な保険事業を実施し、被保険者の健康増進により、医療費の適正化及び国保財政の基盤強化を図ることです。

本計画は「第 3 期特定健康診査等実施計画」と一体的に策定し、計画の期間は平成 30 年度から平成 35 年度(2023 年度)までの 6 年間とします。

計画は、夕張市の状況を医療、検診、介護情報の分析から健康課題を抽出いたしました。

9 ページ、10 ページは、夕張市の状況について、人口と被保険者数や医療費の状況、特定健康診査受診者の状況、未受診者の状況を表やグラフなどでお示ししております。

11 ページをごらんください。

本市の国民健康保険を取り巻く状況や医療、検診、介護データの分析経過から健康課題を具体的に抽出しました。

12 ページをごらんください。

表に記載のとおり、健康課題に対応するため、生活習慣病の発症や重症化予防を目的に目標値を定め、毎年、各種保健指導、健康診査及び医療機関の未受診者対策、栄養指導や夕張貯筋体操などの健康教育、ポイント制度など保険事業を実施してまいります。

今回策定した第2期データへする計画は、本文、概要版とも市ホームページに掲載するほか、市民課健康保険などに保健福祉課保険係及び南支所の窓口において、本文の閲覧や概要版の配付を可能とし、その旨を広報誌において周知いたしました。

計画は、毎年保険事業の効果を検証し、3年後に中間評価、最終年度に総合評価を行い、次期計画の策定に備えます。

よりよい保険事業のあり方を求めていき、被保険者の健康増進、ひいては医療費の適正化による夕張市国保の健全な運営を目指している考えであります。

以上です。

[報告に対する質疑]

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(今川委員)

資料1、夕張市戸籍電算化事業者についてお聞きいたします。

こちらの候補者についてなのですが、こちらの事業者は過去に他市町村で同様の業務を行った実績がある業者であるという認識でよろしかったでしょうか。

(市民課長)

今川委員の御質問にお答えいたします。

幾つかの市町村で実績があり、近隣では三笠、で同様の実績があるということを確認しております。

(大山委員長)

ほかにございませつか。

(熊谷委員)

資料2について伺います。

所得基準額などが変わってくるという状況の中で、これは軽減される方たちが拡大されてくるということになると思いますけれども、それは本人が自分が軽減されるのではないかという申告をしないと軽減されないのか、それとも市として、きちんと計算をして軽減されますよということを通じて軽減になるのか、そこはどのようなふうになっていますでしょうか。

(主幹)

熊谷委員の御質問にお答えいたします。

この7割、5割、2割という軽減の措置は、法定軽減になっておりまして、実際に国保料を計算する際に、きちんと軽減の対象を見極めまして、そして結果的には7月10日前後に発表される において、 も含めまして、被保険者に通知することになっております。

(大山委員長)

ほかにございませつか。

(千葉委員)

国民保険料のモデルの世帯の2人世帯のところに保険料があると思うのですが、この保険料3万6,100円、前年度より安くなっているのですが、この保険料、北海道内のどの辺の位置にあるのか、高いほうなのか、低いほうなのか、その辺わかれば教えてください。

(主幹)

千葉委員の御質問にお答えいたします。

この8ページでお示ししているモデル世帯の年間保険料は、今回の改正案に基づいて計算した結果となっており、他市町村の保険料率の現状ですとか、計算結果については、まだ全てが出ているわけではおりませつか、今時点で比較することができません。

(大山委員長)

ほかにございませつか。

(君島委員)

3番の第2期データヘルス計画の策定について伺います。

この策定について、市民課、健康保険課が担当していると思います。この内容については、医療等の専門的な知識も必要と思いますが、今では策定に当たって、どのように考えられているのか。

(主幹)

君島委員の御質問にお答えいたします。

計画策定や保険事業の実施評価については、保健福祉課保険係と協働、連携によるものとなっております。市民課が主体となり システムや国保連合会の資料を用いて、医療費等の分析を行い、特定保健指導や専門性の高い分析、検証については、保健師や管理栄養士の意見も など、両者で協議をしながら対応しております。

(大山委員長)

ほかにございませつか。

(熊谷委員)

今、資料の 11 ページと 12 ページに、分析結果に基づく健康課題とか、目標管理一覧とかというのが出ているのですけれども、先ほどお話しの中で、栄養指導とか貯筋体操とかというお話があったのですが、それはどういった機関で具体的にされるのか。計画がもう既にあるのか、そういったことを詳しくお願いします。

(主幹)

熊谷委員の御質問にお答えいたします。

今回は概要版を用いて概略について御説明をさせていただきましたが、本文におきまして、細やかな保険事業の内容について、全て触れておりますので、できましたらホームページ、また各係で窓口に掲載しておりますので、ぜひごらんになっていただければと思います。

(熊谷委員)

ホームページもいいのですけれども、本文、議員に配ることはできますか、できませんか。

(主幹)

お配りすることは可能ですので、後日、お配りしたいと思います。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(議長)

お疲れさまでございます。

夕張市国民健康保険条例の一部改正についてということですが、関係でございませぬけれども、先ほど御説明をいただきましたそれぞれ料率の改訂内容についてはお伺いいたしました。それで、その中で、これまで国保の広域化に移行するに当たって、保険料が上昇するのではないかというところの報道があったりということがされてまいりましたけれども、この料率を設定されたことによって、先ほど御説明いただいた中で言いますと、現在の加入者と言いますか、加入世帯で言うと、おおむね、その平成 29 年度と比べて保険料としては下がる世帯が多くなるのか、多くなるという見込みになりましようか。

(主幹)

議長の御質問にお答えいたします。

実際の保険料算定につきましては、平成 30 年度所得、29 年度 なのですが、今月に確定予定であり、確定賦課期日は 7 月 1 日となっていることから、現段階で正確な数値を算出することはできません。

ただし、前年度所得による試算の影響について、試算ベースで参考にお答えいたしますが、まず保険料については、ほぼ下がると、保険料率等がそれから下がっている、または据え置きになっていることから下がる見込みになっておりま

す。

また賦課限度額、医療 が 上昇することによりまして、先ほども触れましたが、708 万円を超える所得の高い世帯において、その一部なのですが、世帯総数の 4.8%が上がる金額は 1 万円から最高の 4 万円まで上昇する世帯がございます。

(議長)

ありがとうございました。

それからもう 1 点ですが、今後、保険料の されるという段取りになっていこうかと思いますが、広域化によって納期の回数に変更があったかどうかということなのですが、その点についてお願いします。

(主幹)

議長の御質問にお答えいたします。

納期等についての変更はございません。

(大山委員長)

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

ないようですので、これで市民課を終わります。

ここで午後 1 時まで昼食休憩といたします。

午前 時 分 休憩

午前 時 分 再開

(大山委員長)

それでは、休憩前に続いて、会議を再開いたします。

保健福祉課から報告を受けてまいります。

【保健福祉課】

1. 第 2 回市立診療所等移転改築検討協議会の開催結果について
2. 第 2 回市民健康講座の開催について

(保健福祉課長)

保健福祉課でございます。

資料 1 に基づき、第 2 回市立診療所等移転改築検討協議会の開催結果について報告いたします。

4 月 25 日、記載のとおり開催いたしました。初めに市立診療所移転改築に向けた検討経過についてであります。第 1 回協議会における議論や、新たな事象の変

化を踏まえ、設置場所を本町若菜地区にした検討経過について、議員の皆様にご説明したほか、平成30年第1回定例市議会における議会議論の内容について報告を申し上げます。

次に、新診療所の、新しい診療所の寄与的な理念、役割、機能についてですが、本件については、委員の皆様のご専門的な立場からいただいた御意見を鑑み、北部地区の医療の確保という項目を、その内容に、新たに記載したことを報告しております。

次に、移転改築にかかる年次スケジュールについてですが、平成30年度に基本構想、基本計画を策定、平成31年度から基本設計実施設計を実施、終了後に本体外構工事にかかる建設工事に着手を予定してございます。

なお、基本構想、基本計画は1年先送りとなっておりますが、全体スケジュールは事実上、短縮される形になりますが、極めて厳しいスケジュールではありますが、市立診療所の老朽化が著しく進んでいることを鑑み、供用開始は現時点では予定どおり平成34年度を目指す形で変更はございません、ということをご報告しております。

次に(2)委員からの主な意見等、これについては、市民の反応のほか、協議会の進め方や移転場所の選定にかかる質問についてお答えをいたしました。

最後に5、その他ですが、次回の開催時期につきまして、委員のスケジュールを調整の上、開催することを決定しております。

資料1については、以上でございます。

続いて、資料2をお開きください。

資料2、第2回市民健康講座の開催について報告いたします。

初めに下の段にある記載の経過をごらんください。

平成29年9月25日に、北海道大学病院と夕張市の間で、「住民の健康増進に関する連携協定」を締結しております。この協定に基づきまして、12月17日、記載のとおり健康講座を開催しております。さらに、4月25日、市立診療所看護師を対象に、記載のとおり勉強会を開催しており、今後については介護職員も含めて勉強会を開催する予定となっております。

なお、こうした協定を踏まえ、7月29日には、記載のとおり第2回目の健康講座として、認知症関連の講座を開催することとなっております。講師として北大病院の寶金病院長をお招きして開催したいと思っております。詳細につきましては、広報の7月号に掲載したいと思っております。

以上で、説明を終わります。

費の適正化による夕張市国保の健全な運営を目指している考えでございます。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(高間委員)

市立診療所の検討協議会の中で、4番の(2)ということで、委員からの主な意見等ということで、概略三つくらいあるのですけれども、何かこの特質というか、今までの経緯の違った意見というのはあったのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

(保健福祉課長)

高間委員の御質問にお答えいたします。

委員の皆様からは、診療所の移転場所を、今回、本町若菜地区に変更したということで、北部でなければ、本町若菜地区でなければ専門医療を提供できない、社会の活用はできるということで、通院に関しては、交通機関をしっかりと確保するというので、市民に対して丁寧に説明をしていただきたいという要望がありました。

(高間委員)

それでは、今までの協議会の内容とはまた変わって、この順調に前向きな検討協議会がなされているということでよろしいでしょうか。

(保健福祉課長)

高間委員の御質問にお答えいたします。

社会の活用ということで、夕張市の地域医療の確保については、これが最も大事だということで、委員の皆様も十分、理解をしていただいております、皆さん、同じ考えで、今は進めています。

(高間委員)

ありがとうございます。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

よろしいですか。

(議長)

お疲れさまでございます。

そうしますと、5のその他という部分と、それから先日、市長のふれあいトークが開催をされておまして、その報道なども拝見しているところなのですが、その場所の選定については夏までというお話だったと思うのですが、そうしますと、その他の次期協議会というのは、最終的にその確認を行う場になるという受け止め方でよろしいですね。

(保健福祉課長)

議長の御質問にお答えいたします。

移転場所につきましては、今後、用地の選定を進めてまいりまして、今後、議会にその方向性をお示しした後、協議会のほうで説明をさせていただきたいと思っています。

(議長)

それでは重複するかもしれませんが、そのスケジュール的なものが夏までにということによろしいですか。

(保健福祉課長)

御指摘のとおり、そのスケジュールで夏までに決定したいと思っております。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(大山委員長)

ないようですので、これで保健福祉課を終わります。

それでは次に、財政課から報告を受けてまいります。

【財政課】

1. 財政再生計画 6 月変更について
2. 6 月補正予算について (補正予算調書)
3. 平成 29 年度全会計決算見込みについて

(財政課長)

お疲れさまです。

財政課からは報告事項が 3 点ございます。

まず、報告事項の 1 点目、財政再生計画 6 月変更について資料 1 をお開きください。

現在、資料の記載内容につきまして、国及び道と再生計画変更の調整を図っております。内容に今後変更が生じる可能性があることをあらかじめ御留意願います。

今回の財政再生計画の変更は、平成 30 年度第 1 次(3 月)変更以降に生じた新たな課題に対応するものであります。計画変更に伴い、必要となる財源につきましては、国庫支出金や幸福の黄色いハンカチ基金等の特定財源を活用するほか、一般財源は財政調整基金からの繰入金により対応するため、再生計画期間の変更はないものでございます。

それでは 1 番目の歳出から説明させていただきます。

歳出総額は 8 億 7,810 万 8,000 円になります。

まず、事業の項目、1番目と、それから3番目は一括で説明させていただきます。

特定団体の助成の指定する寄附があったことから、1番幸福の黄色いハンカチ基金積立で、黄色いハンカチ基金に寄附金を積み立て、3番目の基金助成で基金からの助成を行うものでございます。

1番目の所要額99万2,000円、それから3番目の所要額382万8,000円の差額につきましては、28年度に寄附が行ったものにつきましてはの差額でございます。

ハンカチ基金からの助成の内容につきましては、夏まつり実行委員会に29万8,000円、ありがとう夕張支線実行委員会に29万8,000円、一般社団法人清水沢プロジェクトに29万8,000円、ハッスル夕張に9万8,000円、夕張ファンタに249万6,000円、子ども食堂実行委員会に33万9,000円となっております。

2番目、夕張市石勝線代替輸送確保基金積立、こちらはJR石勝線夕張支線廃止に伴い、鉄道廃止後の公共交通体系を再構築するために必要な費用相当分をJR北海道が拠出することとなっておりますが、当該拠出金を今後設置予定の夕張市石勝線代替輸送確保基金に積み立てるための経費を追加するものでございます。

4番目、地域おこし協力隊派遣事業、地域の課題の実情を把握して、関わり人口とのネットワーク構築及び地域との連携を図りながら、地域コミュニティの再構築を支援するため、地域おこし協力隊を活用する経費を追加するものでございます。

5点目、障害者福祉システム改修、平成30年3月の厚生労働省通知により、放課後デイサービスの適切な評価を行うため、の積算において、従前の一律の単価から利用者の状態を勘案した報酬区分設定に改正されたことに智恵い、障害者福祉システムの改修を行う必要が生じたことから、所要の経費を追加するものでございます。財源として、国費が50%を見込んでおります。

6点目、夕張支線代替輸送運営費等補助金、JR石勝線夕張支線の廃止に伴い、平成31年4月から代替交通を担う夕張鉄道株式会社へ代替輸送準備に伴う経費について補助を行う必要が生じたため、所要の経費を追加するものでございます。1億499万7,000円の内訳といたしましては、大型バス3台分の購入に9,860万円、同じく大型バスの外装に290万円、停留所や運賃費用の改修等に340万円を用意するものでございます。

7点目、生活保護システム改修委託料、厚生労働省社宅保障審議会の検証を踏まえ、生活保護法基準が改正され、平成30年10月より施行されることから、この改正に伴う生活保護システムの改修を行う必要が生じたため、所要の経費を追加するものでございます。財源として、国費50%を見込んでおります。

8点目、地域産業資源創出事業、薬木植栽地の管理業務効率化を図るため、苗木の倒木等の状況をドローンを用いて確認し、これに対応するための所要の経費を追加するものでございます。財源としては、企業版ふるさと納税を100%見込んでおります。

9点目、新規採用職員養成、昨年度末に自己都合により退職した欠員補充のため、平成30年9月1日付けで採用予定の消防職員を消防学校初任教育課程へ入校させる必要があることから、所要の経費を追加するものでございます。

10点目、ゆうばり文化スポーツセンターバスケットボールゴール購入、文化スポーツセンターの移動式バスケットボールのゴールにつきまして、老朽化や殿堂部分の故障が頻発しており、修理が困難な状況であることから、これを更新する所要の経費を追加するものでございます。財源の約45%をスポーツ振興くじ助成金で見込んでおります。

次に、歳入、資料記載のとおり、歳出予算の計画変更に伴い、国庫支出金、寄附金、繰入金、諸収入の変更を行うものでございます。

また、資料1の2に関しましては、平成30年度第1次変更における変更額をお示ししております。御参照ください。

次に、平成30年度6月の補正予算につきまして、資料2をお開きください。

資料2の1ページ目、債務負担行為の補正につきましては、記載のとおりでございます。

2ページ目、一般会計補正予算の款別明細でございますが、総額8億7,810万8,000円で、財源内訳は国庫支出金が92万3,000円、その他といたしまして寄附金が299万円、繰入金が1億882万5,000円、諸収入が7億5,480万円、一般財源1,057万円は財政調整基金で措置するものでございます。

3ページ目、一般会計の事業経費につきましては、資料1の計画変更と同様の内容となっていることから、ここでの説明は割愛させていただきます。

なお、事業経費に対する財源は資料の記載のとおりでありますことから、参照願います。

最後に、報告事項の3点目、平成29年度夕張市各会計の決算見込額について報告いたします。資料3をお開きください。

5月31日をもって、平成29年度の全会計を閉じました。一般会計及び各特別会計の歳入、歳出額及び実質収支は、資料3のとおりとなりますので、ごらんください。

失礼しました。歳入、歳出額及び実質収支見込みは、資料3のとおりとなります。

なお、今回お示ししましたのは、決算見込額でございますので、正式な会計ごとの決算書及び事項別明細書につきましては、例年どおり9月開催予定の第3回定例市議会にてお示しをし、認定に付す考えでございます。

ここで一般会計について読みますと、実質収支額は2億8,000万円余りの黒字となる見通しでございます。決算剰余金につきましては、全額、平成30年度の会計は繰り越した上で、年度中に一部を除き、財政調整基金に積み立てを行い、本市財政再生計画の推進のため、また今後新たに生じる諸課題への対応のため、計画的な

活用を行う考えでございます。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

資料1-1の計画変更の4番、地域おこし協力隊派遣事業についてお伺いします。

ある程度、業務内容と言いますか、目的は書いてあるのですが、具体的にどのような仕事をしていただく想定でいるのか、説明をお願いします。

(企画課長)

本田委員の御質問にお答えいたします。

今年度、関わり人口の創出を主として取り組むこととしておりまして、4月に総務省のモデル事業、採択されまして、これからとりかかるところですのでけれども、そこに今回、集落コミュニティの再構築、再生というものをテーマに関わり人口を創出していくということとしておりまして、その集落としては、場所としては沼ノ沢エリアを想定しているのですが、その集落コミュニティ再構築という、地域に芽生えができていますので、それを支援するのに地域おこし協力隊をあてつつ、なおかつ関わり人口とのネットワークを構築してまいるといふふうに考えています。地域で芽生えている取り組みというものとしたしましては、集落の伝統行事の再興ですとか、あと遊休農地活用ですとか、自主防災能力向上とか、こういったことに関して地域おこしに、その取り組みを支援してもらおうとともに、関わり人口の人たちをネットワークで結んでもらって、ともに取り組んでいくというような構図を考えております。

(本田委員)

沼ノ沢エリアを具体的にということなのですが、伝統行事の再興というのはよくわかったのですが、何となくイメージできるのですが、遊休農地の活用の支援ですか、というふうに御説明がありましたが、具体的にどのように進めるおつもりでいらっしゃいますか。

(企画課長)

案段階ではありますが、夏は関わり人口の人に来ていただいて、農業体験をしてもらったり、冬は雪に埋もれますので、そのアクティビティをともにやってみて、遊休農地を活用してみるというようなイメージでございます。

(本田委員)

わかりました。

(大山委員長)

ほかにございませつか。

(今川委員)

事業の8番の地域産業資源創出事業についてお伺いいたします。

こちら、ドローン導入における所要経費の内訳についてお願いいたします。

(産業振興課長)

今川委員の御質問にお答えをいたします。

委託料、これは安全基礎講習というのを考えております。この分で15万3,000円。それから工事請負費、と追加しながら保護していく、これを51万8,000円。ドローンの購入費が132万7,000円ということになっています。合計199万8,000円ということになります。

(今川委員)

ドローンは台数は何台購入する予定でしょうか。

(産業振興課長)

ドローン自体は1台と見ております。

(今川委員)

ドローン操縦については、専門的な知識が必要だと思うのですが、これは既存職員の教育をする形で、操作を担当するという考えでよろしいでしょうか。

(産業振興課長)

職員が操縦をするということで考えております。そのために、職員の安全研修を行ってございます。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(小林委員)

の確認で4番に戻りますけれども、先ほど、本田議員の質問の中で答弁いただきましたけれども、遊休農地の関係でこういうことを担当するよというのですけれども、これらが農業委員会等のかかわっていくとか、その農業委員会の情報がある程度、共有しているのかどうか、これ確認させてください。

(企画課長)

小林委員の御質問にお答えいたします。

既に、農業、における農業の取り組みが行われていますので、調整は済んでいるところになります。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(今川委員)

事業10番、ゆうばり文化スポーツセンターバスケットボールゴール購入についてなのですが、こちら既存と同様のものを更新するという想定での経費かと思うのですが、これ例えば電動のものではないゴールに付け替えするなど、より安価なものへ付け替えする変更について検討しなかったのかどうか、お

願いいたします。

(主幹)

今川委員の御質問にお答えいたします。

このt o t oの助成金を使いまして、このバスケットゴール、近隣市町村も、既に、事前に導入していきまして、それと同じものを導入しましたので、安いものを検討した経過はございません。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(議長)

お疲れさまです。

計画変更の歳出の6番についてお尋ねいたします。

先ほど、財政課長から概要の説明がありました。この後、計画変更を●●●されますと、今度、補正予算の提案ということになってこようかと思っておりますので、先ほどありましたバスの台数、それから外装の修繕ということでしょうか、それと停留所、料金表、それぞれあるのですけれども、例えばバスの規格でありますとか、外装を修繕する車両台数、それから停留所の確保に関して、その件数ですとか、その当たりの御説明をちょっとお願いしたいと思っております。

(企画課長)

議長の御質問にお答えいたします。

まず、バスの台数ですけれども3台を予定しております。停留所の標識の新設変更につきましては21箇所を予定しております。

以上です。

()

バス3台につきましては、いわゆる大型バス、 のバスを3台分、要は大型バスによって、 部分の運用も、大は小を兼ねるという形で運用できるという形になっています。そして外装につきましては、購入するバスのラッピングです。そのほかに運賃表、それから停留所に関しましては一括で三百、運賃のところで御説明をしましたが、それでよろしいでしょうか。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(大山委員長)

ないようですので、これで財政課を終わります。

以上で、本日本日予定いたしました案件は全て終了いたしましたので、行政常任委員会を閉じます。

ご苦労さまでした。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名又は押印する。

夕張市議会 行政常任委員会

委員長 大山修二 ㊟